

「電磁波による身体・環境等への影響」に関する厚生労働省への質問状及び回答

携帯電話基地局や送電線、家電製品、携帯電話機などから発生する電磁波に反応し、頭痛、不眠、めまい、吐き気、疲労感、食欲不振、記憶力の低下、集中困難など、さまざまな症状に襲われる「電磁波過敏症」が世界的に増えていると言われており、その有病率は2017年に総人口の50%を越えると予測している研究者もいます。

また、上記のような身体影響を懸念してか、携帯電話基地局の新規設置等において、周辺住民の方々のよる反対運動等が起こり、その結果として携帯電話基地局の新規設置を見合わせるなどの事案が発生しています。

このような状況のもと、電磁波による身体・環境への影響に関して、下記のとおり質問事項をお示しいたします。

【質問 1】

WHO（世界保健機関）は、超低周波電磁界の健康影響について正式見解として、2007年6月に「ファクトシート No. 322」を公表するとともに専門家チームの見解として報告書（EHC No. 238）を公表し、“0.3～0.4 μ T といった低いレベルの磁界に長期間曝露されることによる健康影響については、疫学調査（症例対照研究）において、小児白血病が倍増するという一貫したパターンが示される。”（原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 電力設備電磁界対策ワーキンググループ（報告書）より）と示されました。

このような動向をふまえ、日本でも生活環境上の電磁波による身体影響に係る“暴露指針値”等の検討、設定が必要だと思いますが、厚生労働省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 1】

御指摘のWHOのファクトシートについては、超低周波磁界について、IRACの分類（2B：ヒトに対して発がん性があるかもしれない）を変更する必要はないという判断を示しつつ、全体として小児白血病に関連する証拠は因果関係と見なせるほど強いものではないとの見解を示したものであると認識しています。

また、御指摘のごく低レベルの磁界による影響については、未解明な点が多いため、WHOの国際電磁界プロジェクトを含め、引き続き国際動向等を注視していきたいと考えています。

【質問 2】

一般的な生活環境における電磁波による身体影響もさることながら、労働環境上電磁波による暴露を余儀なくされているケースも少なくないものと思われます。どのような職場でどの程度の電磁波にさらされているのか、その実態調査を行うとともに、きめ細かな防止策や基準等が必要だと思いますが、厚生労働省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 2】

労働者の健康確保の観点から、厚生労働省は中央労働災害防止協会に委託するなどにより、電力、家電製造等の8作業分野においてばく露の測定を行うなどの電磁場ばく露に関する調査研究を行いました。

また、平成20年度より、厚生労働科学研究費補助金による調査研究として、「職場における電磁場環境及び人体ばく露の実態と労働衛生管理の在り方に関する調査研究」を行っているところです。

引き続き、実態調査等を行うとともに、関係省庁、関係機関の動向も見ながら、必要な対応について検討していきたいと考えています。

【質問 3】

今後、電磁波による身体影響を防止するための施策等を進めるためには、生活環境上の実態調査が不可欠であると思います。学校・幼稚園・保育園・病院・住宅などとその周辺等における電磁波暴露の実態調査ならびに、市民から身体影響の訴えがあった場合には疫学的な調査等の実施が必要だと思えますが、厚生労働省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 3】

電磁界の発生源が保育園・病院の周辺にあって、測定の結果、規制値等を超過しており、健康被害の恐れがある場合には、疫学調査ではなく医療機関において診断を受けるものと考えています。

【質問 4】

スウェーデンでは、電磁波過敏症を“障害”の一つとして認め、発症者の自宅の電気ケーブルを電磁波漏洩の少ないタイプに替えたり、屋外から侵入する高周波電磁波を遮蔽する工事を行うなどのほか、労働環境においても発症者が働けるよう、雇用主は職場の蛍光灯を白熱灯に換えたり、デジタルコードレス電話を撤去するなどの対応が取られていると報告されています。

電磁波に過敏な方々に対して、その自立を促すためにも生活環境を改善することが必要であり、それを行政や事業者、市民などの協力のもとに進めることが求められ、また医療や介助など社会保障についても検討すべきだと思えますが、厚生労働省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 4】

御指摘の電磁過敏症については、WHOがファクトシート 296(2005年12月)において、明確な診断基準を持たず、症状が電磁界曝露と関連するような科学的根拠はないとの見解を示しています。現時点で御指摘のような措置を講ずることは考えておりません。